

Working Paper Series (J)

No.31

住宅費負担と貧困

－日本における住宅困窮の広がり－

Housing cost burden and poverty:
Growing housing unaffordability in Japan

渡辺久里子

Kuriko Watanabe

2020年9月

http://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ31.pdf



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6 階

<http://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は全て執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

住宅費負担と貧困 — 日本における住宅困窮の広がり —¹

渡辺 久里子 (国立社会保障・人口問題研究所)

1. はじめに

本稿では、日本における住宅貧困の広がりについて、相対的貧困率や住宅費過重負担率と最低生活未満率との重なりから、その推移を分析することを目的とする。

日本の住宅政策は、住宅金融公庫、公営住宅、日本住宅公団の「3本柱」を中心に展開してきたが、その主な目的は中間層の持家取得の促進であった(平山 2009:31-32)。実際、日本の持家率は、1960年度後半からの持家率は6割前後の水準を維持し、持家が住まいの中心を占める傾向が常態となっている(平山 2009:22)。

しかしながら、図1を見て分かるとおり、持家率は中・高所得世帯において高かった一方で、低所得世帯においては一貫して低く、2018年時点で30%ポイントの差がある。また、2000年代に入ると、30～50歳代の中高年世代において、低所得世帯を中心に持家率の下落が顕著となっている。持家率は所得水準等によって大きく異なり、また近年、住宅所有に変化がみられる。

一方で、低所得者向けの住宅供給は残余的な施策とされ、公営賃貸住宅の収入基準を引き下げることによって、制度対象となる世帯を限定し続け、持家に次いで多い民間賃貸向けの政策はほとんど存在していない(平山 2020)。それゆえ、2008年の金融危機においては、非正規労働者の失業が住宅の喪失につながり、日本における住宅困窮が議論の俎上にのった。

しかしながら、日本における住宅困窮の状況を分析した研究は、川田・平山(2015)や式(2013)等と少ない。持家取得という「メインストリームに通じる「過程」をもちえない人たちは構造的に不利な立場に置かれ」てきたと指摘されるが(平山 2009:43)、住宅所有に変化がみられる中、「不利な立場」に置かれた世帯の状況について、長期的かつ定量的な把握は不十分であった。

そこで本稿では、厚生労働省「国民生活基礎調査」や総務省「全国消費実態調査」の個票データを用いて、住居形態別の相対的貧困率や住宅費負担率の推移を長期的に観察する。第2節では先行研究の紹介、第3節では本稿で用いるデータ・分析手法を説明する。第4節で分析結果を示し、第5節で本稿のまとめとする。

¹ 本稿は、渡辺(2019)及び Watanabe and Tanaka(2020)を大幅に修正・加筆したものである。

2. 先行研究

前節でも述べたとおり、日本の住宅政策が中間層の持家取得の促進に重点がおかれていたことによって、平山(2009)は賃貸セクターに対する援助の不在が借家居住を不利にし続けてきた指摘している。しかしながら、非持家世帯がどのように不利な状況であったかについて研究蓄積は進んでおらず、式(2013)、川田・平山(2015)、Saunders et al. (2015)、阪東(2019)に限られる。

式(2013)と川田・平山(2015)は、1989~2004年の総務省「全国消費実態調査」の匿名データを用いて、住居形態別、年齢別等の住宅費負担率を分析している。その結果、民間賃貸世帯において住宅負担が重く、住宅アフォーダビリティの問題が深刻化していること、年齢別にみると若年世帯と高齢世帯の住宅費負担が重く、特に高齢世帯においては住宅費負担率が上昇していることを指摘している。

阪東(2019)では、2003~2013年の総務省「住宅・土地統計調査」の個票データを用いて、都道府県別の家賃負担率を分析しており、家賃負担率30%以上世帯は多くの都道府県で2割以上存在しており、地域差もほとんどなく全国的な問題であると述べている。

川田・平山(2015)とSaunders et al. (2015)では、住宅費控除前後の世帯所得をベースにした相対的貧困率を算出しており、川田・平山(2015)では持家ローンなし世帯と公営賃貸の貧困率が高いこと、Saunders et al. (2015)は高齢者世帯とひとり親世帯の貧困率が高いことを明らかにしている。

住宅困窮の状況を定量的に観察する場合、所得比率アプローチ(Income Ratio Approach)と呼ばれる住宅費(過重)負担率とその指標とされることが多く、OECDのAffordable Housing Databaseにおいても各国のデータが公表されている。

しかしながら、住宅費負担率が高いことは住宅困窮と直接的には結びつかないことに注意する必要がある。その理由は、世帯における住居形態の選択は、予算制約とともに住宅の質に関する嗜好が影響することによる。そのため、住宅費が世帯所得に占める割合が大きいことは、低所得の影響によるものなのか、高級住宅を好んだ結果なのか、区別することができない。また同じ住宅費負担率でも、単身世帯であるのか、教育費を必要とする子どものいる世帯であるのかによっても、困窮の程度は異なるであろう。

そこでHancock(1993)、Gabriel(2005)、Heylen and Haffner(2013)では、住宅費(負担率)と非住宅費支出を組み合わせる生計費アプローチ(Budget Approach)もしくは控除後所得アプローチ(Residual Income Approach)を用いることで、住宅費がその他の支出を圧迫しているのかを考慮して、住宅アフォーダビリティを検証している。

そこで本稿でも、これまでの先行研究にならって、相対的貧困率、住宅費負担率を推計するとともに、住宅費負担率と非住宅費支出の組み合わせるアプローチを用いて、住宅困窮の推移を検証する。

3. データ・指標

(1) データ

本稿では、1986~2016年の厚生労働省「国民生活基礎調査」(以下、「国生」という。)と1994年~2009年の総務省「全国消費実態調査」(以下、「全消」という。)の2つの個票データを用いた推

計結果を比較する。

「国生」は、世帯の所得・貯蓄の状況、社会保険の加入状況、介護状況、健康状況等について毎年実施されている調査統計であり、3年に1度大規模調査が行われる。大規模調査年においては、世帯票と健康票は約27万7千世帯(世帯員約68万8千人)、介護票は介護保険法の要介護者及び要支援者の約6千人、所得票・貯蓄票は約5万世帯(世帯員約12万5千人)が調査されている²。本稿では、1986～2016年の大規模調査年における世帯票と所得票を統合したデータをもとに分析した結果を用いる。

「全消」は、世帯の収支、資産、耐久消費財等について総合的に行われている5年毎の調査であり、サンプルはおよそ6万世帯(うち単身世帯が5千世帯)である。本稿では、1994～2009年の世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿票を統合したデータを用いる。

(2) 指標①相対的貧困率

相対的貧困率は、所得が相対的貧困基準未満にある個人の割合である。所得は、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した等価可処分所得を用い、貧困基準は各年の中位等価可処分所得の50%である。

「国生」と「全消」は、ともに基幹統計でありサンプルサイズが大規模な調査ではあるが、世帯の所得の状況が異なり、推計される相対的貧困率に乖離が生じている³。そのため、相対的貧困率については「国生」と「全消」の二つの統計から推計した結果を比較することで、その推移の頑健性を確認する。

(3) 指標②住宅費(過重)負担率⁴

住宅費負担率は、世帯の住宅費を可処分所得で除したものである。これは、所得割合アプローチ(Ratio Income Approach)といわれる計測方法であり、最も基本的な指標である。「国生」には世帯の住宅費が調査されていないため、「全消」のみを用いて計測する。

住宅費として含めた消費項目は、EU統計局がThe European Union Statistics on Income and Living Conditions (EU-SILC)をもとに、推計・公表している住宅の剥奪指標の定義に準じ、次のとおりとした。まず持家世帯の住宅費は、「土地家屋借金返済額+地代+設備修繕・維持費+光熱水費+住宅関係負担金」とし、賃貸世帯の住宅費は「家賃+地代+設備修繕・維持費+光熱水費+住宅関係負担金」とした。

住宅費過重負担率は、住宅費負担率が高い水準にある世帯で暮らす人口の割合であり、本稿ではEU-SILCと同様に、住宅費負担率が40%を超える場合に住宅費が過重であると定義した。

(4) 指標③住宅費過重負担率と最低生活費未満率の重なり

第2節で述べたように、住宅費負担率が高いことは必ずしも住宅困窮を示すとは限らない。そのため、図2のように、非住宅費支出(=住宅費を除いた消費支出)が最低生活水準に達しているかどうかを示す最低生活費未満率と住宅費過重負担率を組み合わせた指標も用いる。

図2について、Y軸に住宅費支出、X軸に非住宅費支出をとり、最低限の非住宅費支出が直線

² 2019年大規模調査年における調査対象数である。

³ 大沢(2014)、佐野他(2015)、内閣府・総務省・厚生労働省(2016)、渡辺・四方(2018)など。

⁴ 指標の詳細については、Watanabe and Tanaka(2020)を参照のこと。

E*E*、住宅費負担率が直線 OH で示されている。ここで直線 OH の住宅費負担率を 40% (=過重負担率) とすると、領域①は住宅費過重負担、かつ非住宅費支出も最低生活費未満である世帯である。したがって、領域①の世帯は、低所得で固定費の住宅費負担により、家計のやり繰りに苦慮している低所得世帯が想定される。領域②は、住宅費過重負担であるが、非住宅費支出は最低生活費以上である世帯である。そのため領域②の世帯には、住宅費が過重になっても、住宅の質に関心がある世帯も含まれていると考えられる。

領域③は、住宅費過重負担でなく、また非住宅費支出も最低生活費以上であり、中・高所得世帯が多く含まれていると考えられる。領域④は、住宅費過重負担ではないが、非住宅費支出は最低生活費未満で、領域①と同様に低所得世帯で家計のやり繰りに苦慮している低所得世帯が含まれていると考えられる。なお、本稿では生活保護基準を最低生活費として用いた⁵。

4. 分析結果

まず、年齢階級別住居形態別の相対的貧困率の推移をみたい。図 3 は 1985～2015 年の「国生」、図 4 は 1994～2009 年の「全消」の結果である。どの年齢階級でも、公営賃貸世帯の貧困率は高く、子どもと現役については 1985 年から 1997 年にかけて、急激に上昇している。これは、公営住宅における世帯収入の入居基準が厳しくなったことが影響している可能性がある⁶。一方で、公営賃貸に住む高齢者については、同期間に貧困率が低下しているが、これは高齢者全体の貧困率が相対的に改善された影響であると考えられる。

ここで、民間賃貸の貧困率が公営賃貸の貧困率と同程度に高いことに注目したい。図 3 を見ると子ども、現役においては、1985 年から 2015 年にかけて 4%ポイントほど上昇し、約 20%となっている。高齢の民間賃貸世帯においては、2015 年時点で約 35%と著しく高い。この状況は、2008 年の金融危機前後で顕著に悪化したのではなく、一貫して高かったことが分かる。

公営住宅については、管理戸数はやや減少傾向にあり、また応募倍率も高く、なかなか新たに入居できない現状がある。そのため、住宅に困窮する低所得世帯のために供給されているはずの公営住宅に入ることができず、多くの低所得世帯、特に高齢者が民間賃貸に居住している可能性がある。

居住形態別にみて、最も貧困率が低いのは給与住宅世帯であり、持家世帯がそれに続く。給与住宅世帯の貧困率が低い理由は、正規労働者への企業内福利厚生として、提供されている場合が多いからと考えられる。

図 4 の「全消」の結果をみても、傾向としては「国生」と大きく変わらないことが分かる。た

⁵ 具体的には、生活扶助+教育扶助+医療扶助+介護扶助の金額を用いている。生活扶助とは、食費や被服費、光熱費等を保障するための扶助であり、教育扶助とは義務教育に伴って必要な学用品等の費用を保障するための扶助である。医療扶助と介護扶助は、医療費の患者負担や介護サービスの自己負担の実額を保障するものであるため、家計簿票に掲載されている医療費と介護費の記載額を用いた。また生活保護世帯の場合、公立幼稚園や保育所の保育料、NHK 放送受信料は無料、上下水道料金は減免となるため、家計簿にそれらが記載されている場合は、上記の最低生活費に加算した。

⁶ これは、公営住宅制度が 1996 年法改正によって入居収入基準のカバー率が 25%に下げられた(平山 2020)影響が大きいと考えられる。

だし、「国生」よりも「全消」のほうが貧困率自体は低くなっている。図4から明らかになることは、持家世帯であっても、ローンがあるかどうかで貧困率が大きく違う点である。ローンありの持家世帯は、どの年齢層でも貧困率が低く3%超であり、1994年から2009年まで横ばいである。この理由としては、住宅ローンを借りられるほどの所得水準があるため、貧困率が低くなっていると考えられる。

続いて、住宅費負担率の推移から、住宅困窮の状況を観察する。図5は、1994～2009年の総世帯の住宅費負担率と過重負担率を所得階層別に示している。この表から明らかなように、住宅費は固定費であるため、低所得層ほど住宅費負担率および過重負担率は大きくなる（特に第I十分位）。その一方で、第X十分位であっても1%強ほど過重負担世帯で暮らす人々もいることも特徴といえる。また近年、住宅費負担率および過重負担率は上昇傾向にあるが、特に低所得層ほど負担率・過重負担率が上昇しており、住宅費が家計を圧迫していると考えられる。この背景には、1990年代以降の不景気のなかで、低所得世帯ほど所得水準の低下が生じたことが一因として考えられる（駒村ほか2017）。

図6は年齢階級別居住形態別の住宅費負担率、図7は住宅費過重負担率の推移を示している。高齢者の公営賃貸世帯を除き、全ての年齢階級および居住形態で住宅費負担率、住宅費過重負担率が上昇していることが分かる。これは、1994年から2009年にかけて世帯所得が低下していたが、所得の低下がある特定のグループだけではなく、全ての所得階級、世帯類型で起きていたことが背景にあると考えられる⁷。

居住形態別にみると、どの年齢階層においても民間賃貸世帯の住宅費負担率が高く、特に高齢者は2009年時点で約36%と最も高くなっている。さらに、住宅費負担率が40%超という過重負担率も、高齢者の民間賃貸世帯では30%を超えており、同期間で10%ポイント以上上昇するなど、住宅困窮の程度は深刻であると言える。

相対的貧困率が最も高い公営賃貸世帯については、どの年齢層においても住宅費負担率は20%前後で同程度であり、低所得世帯が多いものの家賃が低いこともあって、住宅費負担率は低くなっている。特に住宅費過重負担率は4%程度であり、民間賃貸世帯と比較して、その低さは際立っている。公営住宅に居住できている世帯に対しては、家賃低廉化措置が機能していると言えるだろう。

持家世帯については、ローンの有無によって住宅費負担率、住宅費過重負担率が大きく異なっている。ローンあり世帯は、民間賃貸世帯と同程度に負担率が高く、また1994年から2009年にかけて6%ほど上昇するなど、増加幅も大きかった。これは、同期間で借入額が増えていた一方で、世帯収入が低下していたことが影響していると考えられる。一方でローンなし世帯は、住宅費負担率が最も小さいグループであり、住宅費過重負担率も2～4%程度と同期間でほとんど変化していない。相対的貧困率は、ローンあり世帯のほうが大きかったが、住宅費負担率はローンなし世帯のほうが大きく、どちらの指標を用いるかによって住宅困窮の見え方が異なっている。

住宅費負担率が高くても、住宅費以外のその他の消費支出が一定の水準を維持できているのだとすれば、各世帯の選好の違いを表しているに過ぎない。そこで図7から、過重負担率と非住宅

⁷ 駒村ほか(2017)参照のこと。

費支出の最低生活費未満率の重なりを見たい。図中の①～④の凡例は下記の割合を示す。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ① | 住宅費過重負担かつ非住宅費支出が最低生活費未満 |
| ② | 住宅費過重負担であるが非住宅費支出が最低生活費以上 |
| ③ | 住宅費過重負担ではなくかつ非住宅費支出が最低生活費以上 |
| ④ | 住宅費過重負担ではないが非住宅費支出が最低生活費未満 |

子どもと現役については、民間賃貸世帯を除き、①の割合は極めて小さく、1994年時点では2%弱である。民間賃貸世帯で①の割合が最も高くなっているが、3%前後となっており、②の割合と同程度となっている。これは、住宅費が過重負担となってもそのうちの半分の世帯は、その他の消費支出が維持できていることを意味する。高齢者については、子どもと現役世代と比較し、①の割合が高いグループが多く、特に民間賃貸世帯では20%を超えており、住宅困窮が深刻であることが分かる。公営賃貸世帯については、家賃が低いことから住宅費過重負担率も低く、①の割合も小さくなっているが、その他の消費支出が最低生活費未満である割合(=①+④)が高く、特に高齢者の場合④だけで50%を超えている。公営賃貸の場合、所得が低いゆえ、生活全体が困窮している状況が示唆される。

1994年から2009年の推移をみると、どの年齢階級でも①の割合が上昇していることがわかる。特に子どもと現役世代において、①の割合が高まっている。これは、民間賃貸世帯の住宅困窮が深刻化していることを意味する。

以上のことから、持家取得というメインストリームから外れ、民間賃貸に居住する高齢者は、従来から住宅困窮が深刻であったこと、また近年になって子どもと現役世代において住宅困窮が広がっている様子がみとれる。

5. 結論

本稿では、居住形態別の相対的貧困率や住宅費(過重)負担率と最低生活費の重なりから、住宅困窮の推移を分析した。日本における住宅政策が持家取得に重点が置かれる中、民間賃貸世帯は貧困率も高くまた住宅費負担率も高い状況が続き、「不利な状況」が固定化されていたことが明らかとなったが、最後に次の2点を結論として強調したい。

第1に、メインストリームから外れた、民間賃貸に住む高齢者の貧困率は、低所得世帯が住む公営賃貸と同程度に高い状況が1985年から続いていた。民間賃貸は公営賃貸よりも家賃が高く、それゆえ、住宅費負担率も高くなることから、非住宅費支出が最低生活費未満となっている割合は、公営賃貸と同程度に高くなっていた。日本における住宅困窮は、2008年の金融危機に端を発して顕在化した。それ以前より高齢者の民間賃貸世帯の困窮は深刻であったことが明らかとなった。

平山(2009)によれば、住宅所有と年金はトレードオフの関係を構成すると考えられている。住宅所有は標準パターンのライフコースに関連付けられて、高齢期の経済上のセキュリティに貢献していた。しかし、図1でみたように、低所得の現役世代を中心に、持家率は低下傾向にあり、今後住宅を所有していない高齢者の割合は高まってくる可能性がある。

高齢者が家賃または住宅ローンの返済を負担するのであれば、年金の給付水準を引き上げざるを得ないが(平山2009:41)、今後、年金の所得代替率は引き下げられる予定であり、生活保障とし

ての機能は脆弱化していく。年金から家賃の支払いができなくなる高齢者も増えていく可能性があり、住宅手当など新たな住宅政策が必要であろう。

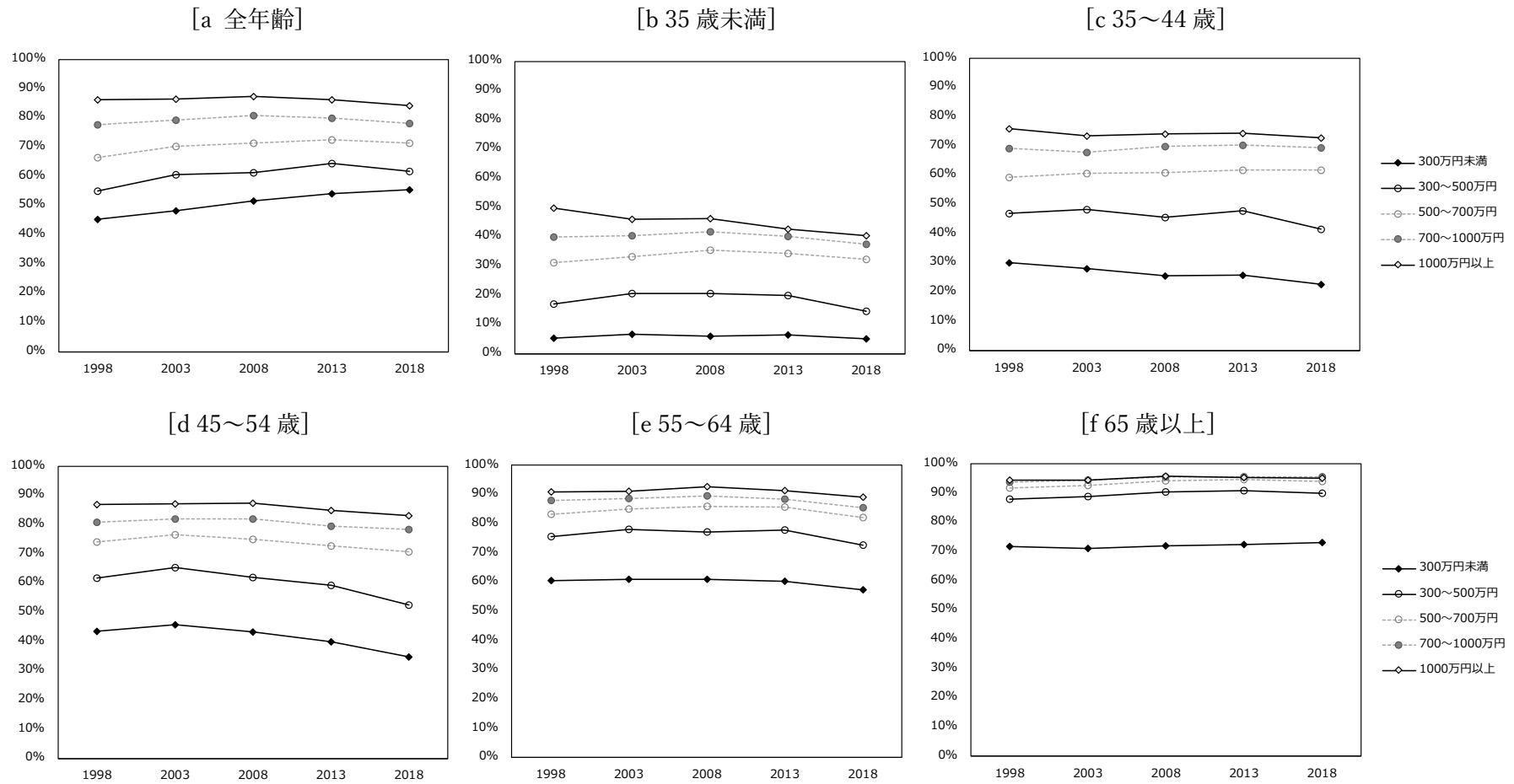
第2に、住宅困窮を観察する場合、住宅費(過重)負担率では不十分である。民間賃貸世帯は、住宅費過重負担率が高く、また相対的貧困率、最低生活費未満率も高く、いずれの指標を見ても住宅困窮が深刻であることが示された。一方で、持家世帯においては、ローンありの場合は住宅費負担率が高いものの、相対的貧困率は低く、ローンなしの場合は住宅負担率が低い相対的貧困率は高くなっていた。どのような住宅に居住するかは、各個人の選好によるところも大きく、住宅困窮を分析する際は、複数の指標を用いる必要がある。

参考文献

- Gabriel, M., Jacobs, K., Arthurson, K., Burke, T., & Yates, J. (2005) "Conceptualising and measuring the housing affordability problem Research Paper 1," *Australian Housing and Urban Research Institute (AHURI)*, National research Venture 3.
- Hancock, K. E. (1993) "Can pay? Won't pay?" or economic principles of 'affordability'," *Urban Studies*, 30(1), 127-145.
- Heylen, K. and M. Haffner (2013) "A ratio or budget benchmark for comparing affordability across countries?" *Journal of Housing and the Built Environment*, 28(3):547-565.
- Haffner, M. and H. Boumeester (2015) "Housing affordability in the Netherlands: the impact of rent and energy costs," *Journal of Housing and the Built Environment*, 30(2): 293-312.
- Hirayama, Y. and R. Ronald ed. (2007) *Housing and Social Transition in Japan Abingdon*, Routledge.
- OECD (2008) *Growing Unequal?*, OECD, Paris.
- WATANABE, K. and S. TANAKA (2020) "Measurement of Housing Affordability in Japan (1994-2009)," *Keio-IES Discussion Paper Series*, forthcoming.
- 大沢真理(2014)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣。
- 川田菜穂子・平山洋介(2015)「所得格差と相対的貧困の拡大における住宅費負担の影響—住宅費控除後所得 (After-housing income) を用いた実証分析を通じて」『住総研研究論文集』42:215-225.
- 駒村康平・渡辺久里子・田中聡一郎・四方理人(2017)「日本の所得格差と貧困—『全国消費実態調査』(1994-2009)を用いた検証」『Keio-IES Discussion Paper Series』DP2017-013.
- 式王美子(2013)「住宅アフォーダビリティの近年の動向に関する研究：全国消費実態調査マイクロデータによる住居費負担分析の中間報告」『都市住宅学』83:116-120.
- 佐野晋平・多田隼人・山本学(2015)「世帯調査の方法と調査世帯の性質—世帯構成、年収、学歴に関する比較」『フィナンシャル・レビュー』122:4-24.
- 内閣府・総務省・厚生労働省(2015)『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』<https://www5.cao.go.jp/keizai3/kakusa/20151218kakusa.pdf> (最終アクセス日:2020年6月28日).

- 平山洋介(2009)『住宅政策のどこが問題か—<持家社会>の次を展望する』光文社新書.
- (2020)「住宅セーフティネット政策の位置と性質について」『個人金融』14(4):14-23.
- 阪東美智子(2019)「住宅・土地統計調査からみた住宅の貧困状況その2」『我が国の貧困の状況に関する調査分析研究 平成30年度総合研究報告書(厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業) 研究代表者: 泉田信行)』.
- 渡辺久里子(2019)「相対的貧困率の長期的推移—国民生活基礎調査(1986年~2014年)を用いた検証」『我が国の貧困の状況に関する調査分析研究 平成30年度総合研究報告書(厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業) 研究代表者: 泉田信行)』.
- 渡辺久里子・四方理人(2018)「日本における貧困率の推計」駒村康平編著『福祉+ α ⑩ 貧困』ミネルヴァ書房:51-62.

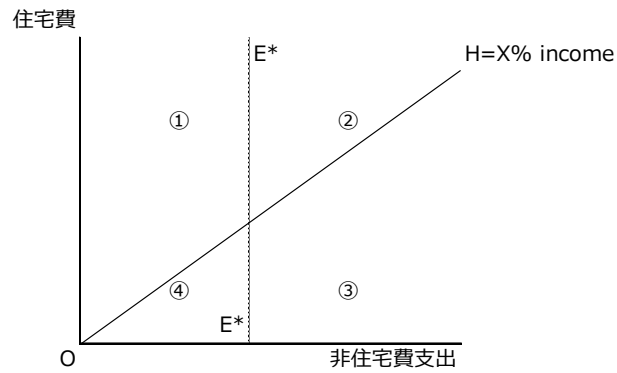
図1 年齢階級別世帯収入別持家率の推移(1998～2018年)



注：年齢は、世帯の家計を主に支える者を示す。

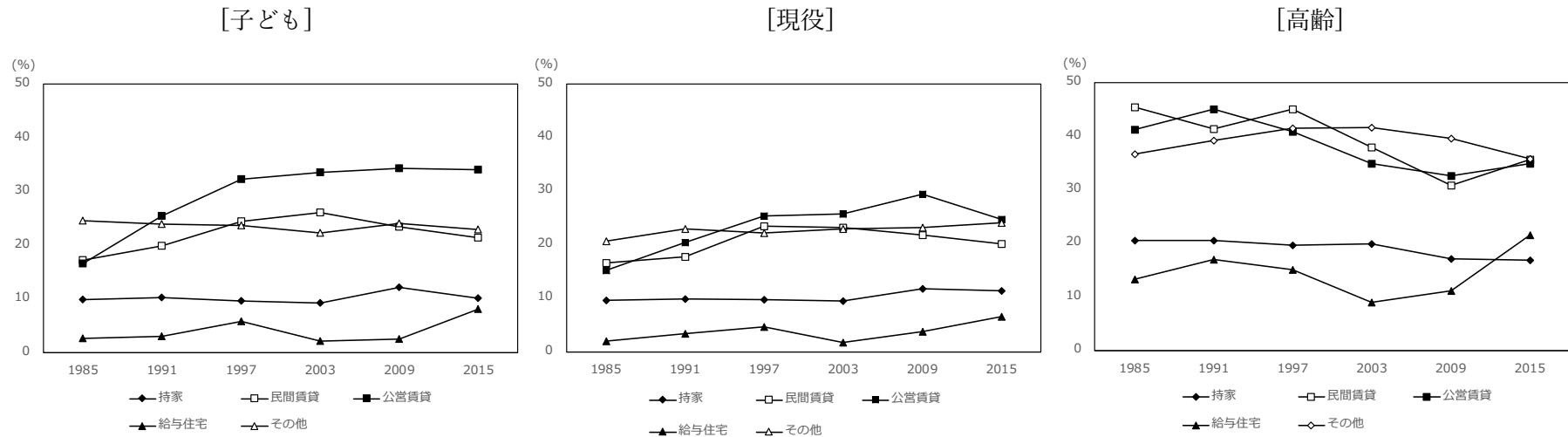
出所：総務省「住宅・土地統計調査」各年版より、筆者作成。

図2 住宅費過重負担と最低生活費の重なり



出所：Gabriel(2005)より筆者翻訳。

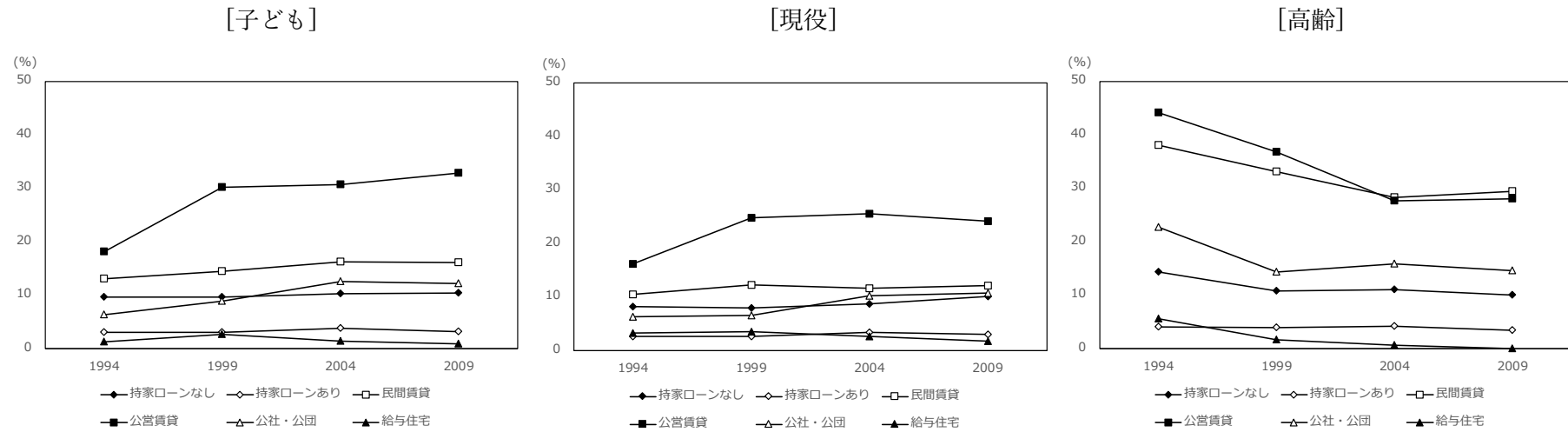
図3 居住形態別相対的貧困率の推移[国民生活基礎調査(1985~2015)]



注：子どもは0~18歳、現役は18~64歳、高齢は65歳以上を示す。

出所：渡辺(2019)。

図4 居住形態別相対的貧困率の推移[全国消費実態調査(1994~2009)]

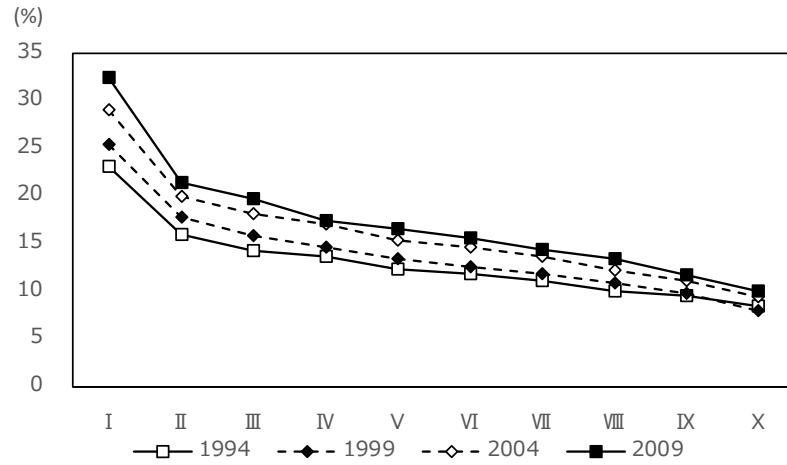


注：子どもは0~18歳、現役は18~64歳、高齢は65歳以上を示す。

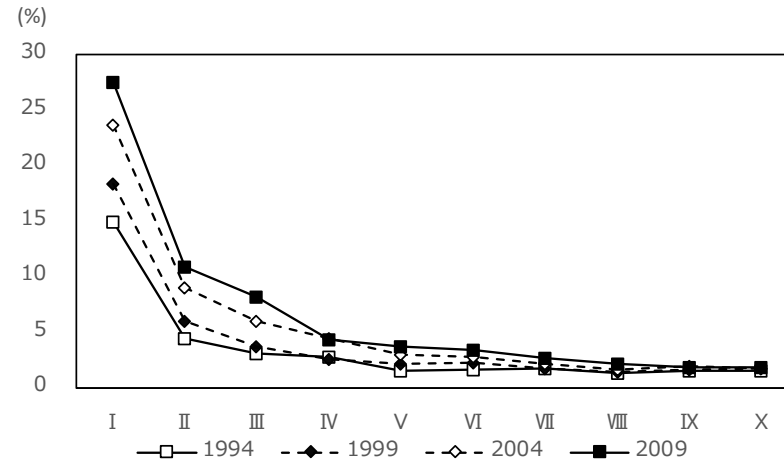
出所：Watanabe and Tanaka(2020)。

図5 所得十分位階級別住宅費負担率・住宅費過重負担率の推移(1994~2009年)

[住宅費負担率]



[住宅費過重負担率]



注：所得階級は、世帯の等価可処分所得から作成している。

出所：Watanabe and Tanaka(2020)。

図 6a 住宅費負担率の推移

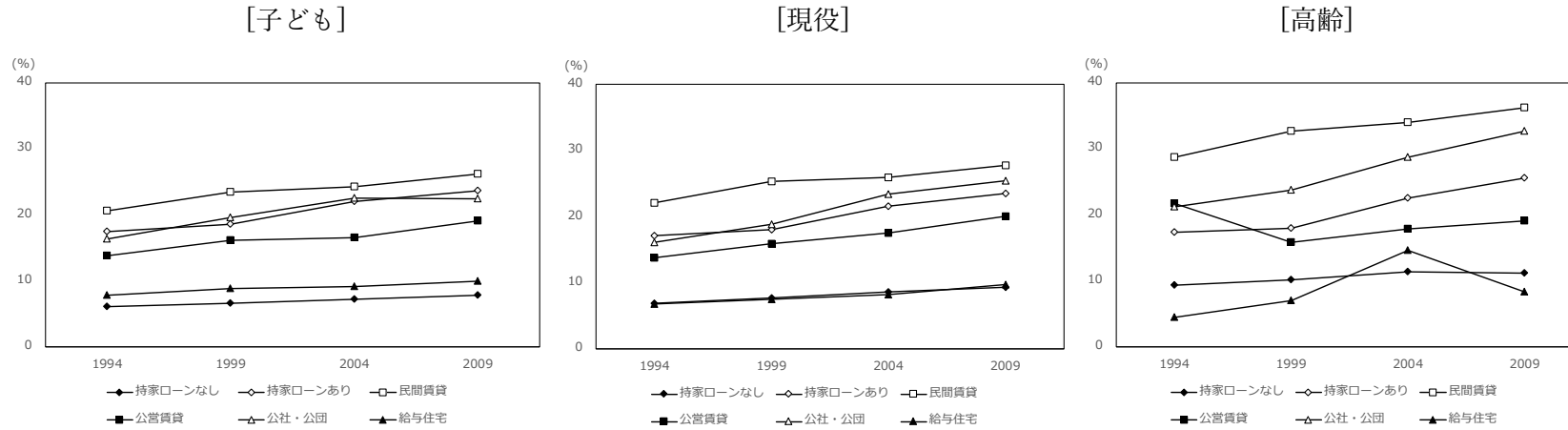
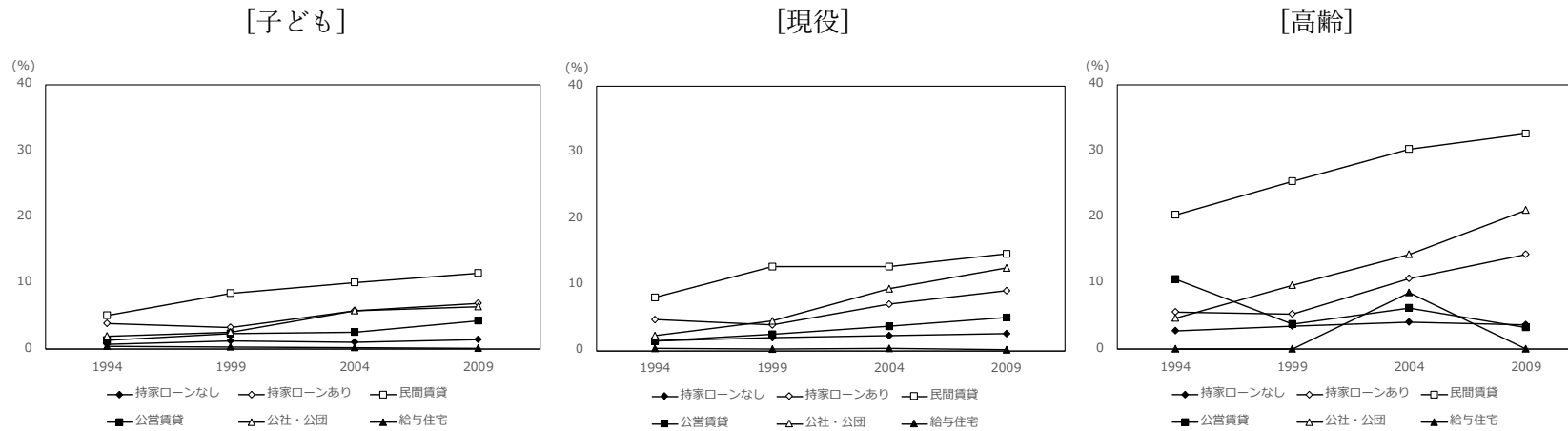


図 6b 住宅費過重負担率の推移



注：子どもは0～18歳、現役は18～64歳、高齢は65歳以上を示す。

出所：Watanabe and Tanaka(2020)。

図 7a 住宅費過重負担率と最低生活費未満率の重なり(1994 年)

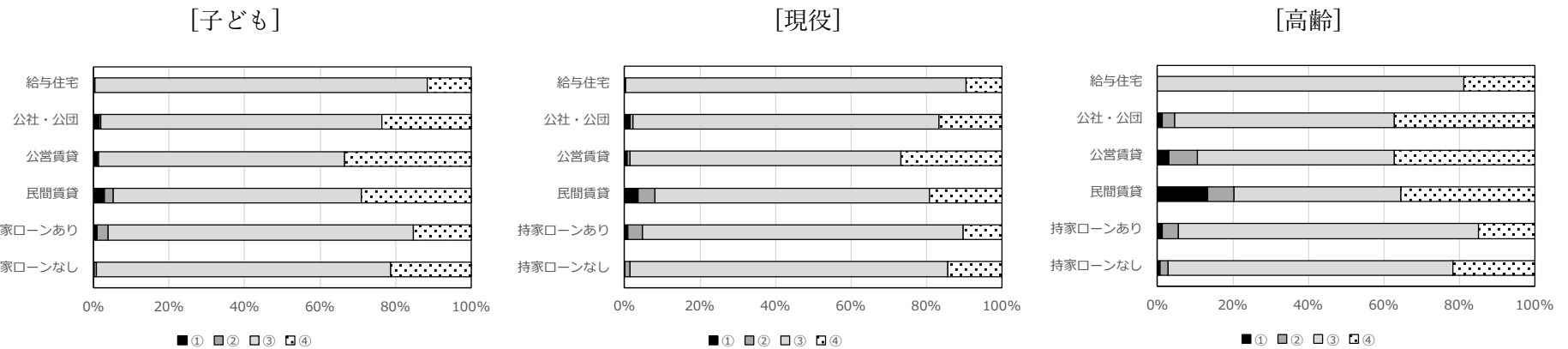
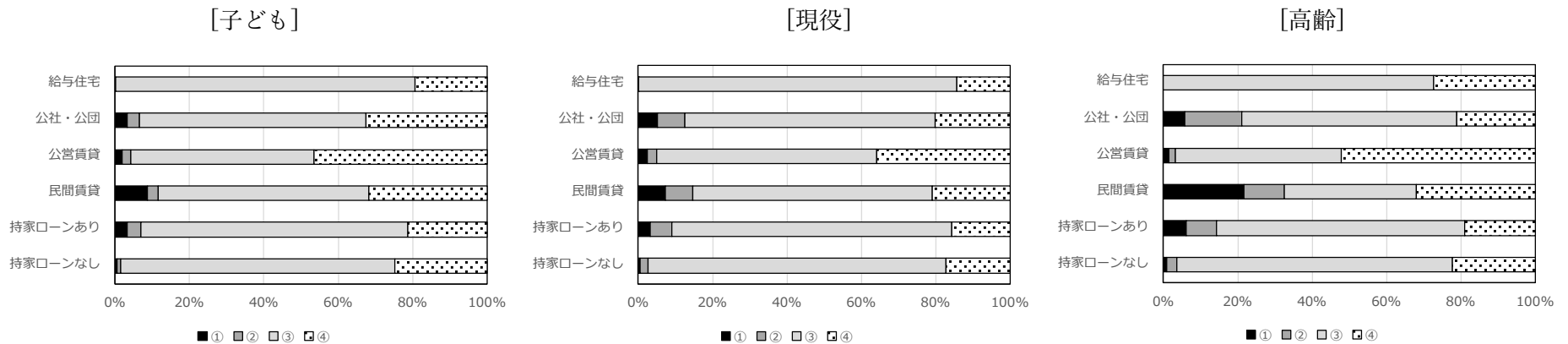


図 7b 住宅費過重負担率と最低生活費未満率の重なり(2009 年)



注 1：子どもは 0～18 歳、現役は 18～64 歳、高齢は 65 歳以上を示す。

注 2：①は住宅費過重負担かつ非住宅費支出が最低生活費未満、②は住宅費過重負担であるが非住宅費支出は最低生活費以上、③は住宅費過重負担ではなくかつ非住宅費支出が最低生活費以上、④は住宅費過重負担ではないが非住宅費支出が最低生活費未満であることを示す。

出所：Watanabe and Tanaka(2020)。